

○教育長等専決規則

昭和31年10月12日

教育委員会規則第13号

改正 昭和31年教育委員会規則第16号

昭和33年教育委員会規則第5号

昭和38年教育委員会規則第6号

昭和40年教育委員会規則第3号

昭和44年教育委員会規則第2号

昭和47年教育委員会規則第2号

昭和49年教育委員会規則第15号

昭和51年教育委員会規則第30号

昭和52年教育委員会規則第22号

昭和53年教育委員会規則第2号

昭和53年教育委員会規則第15号

昭和56年教育委員会規則第20号

昭和57年教育委員会規則第3号

昭和58年教育委員会規則第14号

昭和63年教育委員会規則第12号

平成元年教育委員会規則第9号

平成3年教育委員会規則第14号

平成6年教育委員会規則第17号

平成12年教育委員会規則第3号

平成13年教育委員会規則第2号

平成16年教育委員会規則第15号

平成18年教育委員会規則第14号

平成21年教育委員会規則第4号

平成22年教育委員会規則第17号

平成23年教育委員会規則第29号

平成26年教育委員会規則第6号

平成27年教育委員会規則第4号

平成28年教育委員会規則第5号

平成30年教育委員会規則第4号

平成31年教育委員会規則第7号

令和元年教育委員会規則第5号

令和2年教育委員会規則第9号

令和4年教育委員会規則第5号

令和6年教育委員会規則第3号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

第1条 教育長は、教育委員会の権限に属する教育事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づきスポーツ市民局長、観光文化交流局長及び子ども青少年局長に補助執行させる事務を除く。）のうち、次に掲げる事項を除いたもの（以下「専決事項」という。）を専決することができる。

- (1) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (2) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (3) 学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること。
- (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 専修学校の設置、廃止及び目的の変更並びに各種学校の設置及び廃止の認可に関すること。
- (6) 人事に関する一般方針を定めること。
- (7) 課長、公所の長（校長及び園長を除く。）及びこれらに準ずる者以上の職員の任免を行うこと。
- (8) 校長、園長及び教頭の任免を行うこと。
- (9) 前2号の職員の分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を行うこと。
- (10) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (11) 教科書の採択を行うこと。
- (12) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (13) 教育委員会の附属機関（補助執行させる事務に係るものを除く。）の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (14) 表彰を行うこと。
- (15) 重要な請願の採択及び審議に関すること。
- (16) 審査請求の裁決を行うこと。
- (17) 文化財の指定及び指定の解除に関すること。

- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、専決事項についても、重要又は異例に属する事項については、教育委員会の決定をまたなければならない。
- 3 緊急処理の必要があり、かつ、委員会を招集する暇がないと認めるときは、教育長は、第1項各号に掲げる事項についても専決することができる。ただし、教育長は、次回の委員会にその事由及び処理状況を報告し、承認を求めるものとする。
- 4 教育長は、専決事項の一部を教育次長、学校づくり推進監、部長、課長、公所の長その他の職員に代決させることができる。

(令2教委規則9・令4教委規則5・令6教委規則3・一部改正)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者(あらかじめ教育長が指名する教育委員会の委員をいう。)が教育長の職務を行うに当たっては、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関する事項を除き、教育次長が専決することができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の教育次長について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「教育次長」と、「教育次長、学校づくり推進監、部長、課長、公所の長その他の職員」とあるのは「学校づくり推進監、部長、課長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。

(令4教委規則5・令6教委規則3・一部改正)

第3条 前条第1項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、専決事項について、学校づくり推進監が専決することができる。

- 2 第1条第2項から第4項までの規定は、前項の学校づくり推進監について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「学校づくり推進監」と、「教育次長、学校づくり推進監、部長、課長、公所の長その他の職員」とあるのは「部長、課長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。

(令4教委規則5・令6教委規則3・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 教育長専決規則(昭和29年名古屋市教育委員会規則第3号)は、廃止する。

附 則(昭和31年教育委員会規則第16号)

この規則は、昭和32年1月1日から施行する。

附 則(昭和33年教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年教育委員会規則第6号）

この規則は、昭和38年2月15日から施行する。

附 則（昭和40年教育委員会規則第3号）

- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市学校給食委員会規則（昭和27年名古屋市教育委員会規則第6号）及び名古屋市学校保健審議会規則（昭和33年名古屋市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則（昭和44年教育委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年教育委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年教育委員会規則第15号）

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則（昭和52年教育委員会規則第22号）

この規則は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年教育委員会規則第15号）

この規則は、昭和53年7月19日から施行する。

附 則（昭和56年教育委員会規則第20号）

この規則は、昭和56年7月16日から施行する。

附 則（昭和57年教育委員会規則第3号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年教育委員会規則第14号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和58年6月5日から施行する。

附 則（昭和63年教育委員会規則第12号）抄

- 1 この規則は、昭和63年4月22日から施行する。ただし、第1条、第3条、第7条及び第23条の規定は昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年教育委員会規則第9号）抄

- 1 この規則は、平成元年4月29日から施行する。

附 則（平成3年教育委員会規則第14号）抄

- 1 この規則は、平成3年5月24日から施行する。

附 則（平成6年教育委員会規則第17号）抄

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教育委員会規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教育委員会規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教育委員会規則第15号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教育委員会規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教育委員会規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教育委員会規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教育委員会規則第29号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教育委員会規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教育委員会規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条第6号の改正規定（「教育長並びに」を削る部分に限る。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日以後において、同法附則第2条第1項の適用を受ける教育長が在職しないこととなる日から施行する。

（平成28年4月1日から施行）

（教育長委任規則の廃止）

- 2 教育長委任規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成28年教育委員会規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教育委員会規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年教育委員会規則第7号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年教育委員会規則第5号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年教育委員会規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教育委員会規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年教育委員会規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。